

大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月27日

大和市長 大 木 哲

### 大和市規則第13号

#### 大和州市税条例施行規則の一部を改正する規則

大和州市税条例施行規則（昭和41年大和市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第18条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の賦課期日」を「軽自動車税の種別割（以下「種別割」という。）の賦課期日」に、「軽自動車税の減免」を「種別割の減免」に改める。

別表第2第36号中「納税証明請求書」を「納税証明申請書」に改め、同表中第37号から第39号までを削り、第40号を第37号とし、第41号から第70号までを3号ずつ繰り上げ、同表第71号中「軽自動車税納税通知書」を「軽自動車税（種別割）納税通知書」に改め、同号を同表第68号とし、同表第72号中「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）」を「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）」に改め、同号を同表第69号とし、同表第73号中「軽自動車税廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車）」を「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車）」に改め、同号を同表第70号とし、同表中第74号を第71号とし、第75号から第84号までを3号ずつ繰り上げ、同表第85号中「身体障害者等に対する軽自動車税減免申請書」を「身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）減免申請書」に改め、同号を同表第82号とし、同表第86号中「身体障害者等に対する軽自動車税減免申請書（継続者用）」を「身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）減免申請書（継続者用）」に改め、同号を同表第83号とし、同表中第87号を第84号とし、第88号を第85号とし、第89号を第86号とする。

第5号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式備考第5項各号中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第5号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この規則による改正後の第18条、別表第2及び第5号様式の規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。